

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則をここに公布する。

平成27年1月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第4号

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市大清水まなび交流館条例（平成26年豊橋市条例第50号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 豊橋市大清水まなび交流館（以下「まなび交流館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 まなび交流館の休館日は次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
まなび交流館（豊橋市大清水図書館（以下「図書館」という。）に係る部分を除く。）	(1) 月曜日 (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
図書館	(1) 月曜日 (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日（毎月第4金曜日。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前日） (4) 特別整理期間

(使用の承認申請手続)

第4条 条例第6条第1項の規定により、まなび交流館の使用承認を受けようとする

者は、使用しようとする日の属する月前1月から使用期日前5日までに、使用承認申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の使用承認申請書は、使用が引き続き7日を超えるものは、これを受理しない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

（使用承認書の交付等）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、まなび交流館を使用するときは、使用承認書を係員に提示して、その指示を受けなければならない。

（使用料の減免申請手続）

第6条 条例第6条第2項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（使用の取消し手続）

第7条 使用者は、使用の取消しを受けようとするときは、使用承認取消願（様式第4号）に使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（秩序の保持等）

第8条 使用者は、係員がまなび交流館内外の秩序を保つため必要があると認めたときは、整理人を置かなければならない。

2 使用者は、係員の入場を拒むことができない。

（使用後の点検）

第9条 使用者は、条例第12条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

（貸出券の交付手続）

第10条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ貸出券交付申請書（様式第5号）を教育委員会に提出し、貸出券（様式第6号）の交付を受けなければならない。

2 貸出券交付申請書の記載事項に変更のあったときは、速やかに変更届（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

（貸出券の使用）

第11条 貸出券の交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けるときは、貸出券を係員に提示しなければならない。

2 貸出券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出券の紛失及び再交付)

第12条 貸出券を紛失したときは、速やかに紛失届(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 貸出券の再交付の手続については、第10条の規定を準用する。

(貸出制限)

第13条 次に掲げる図書館資料は、貸出しすることができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 禁帯出資料

(2) 視聴覚資料(コンパクトディスクを除く。)

(3) その他教育委員会が指定するもの

(貸出数及び貸出期間)

第14条 同時に貸出しのできる図書資料の数量は10冊(コンパクトディスクにあつては、2点)以内とし、その貸出期間は、貸出しの日及び返却の日を含めて15日以内とする。この場合において、返却すべき日が休館日に当たるときは、その翌日とする。

2 教育委員会が必要と認めた場合は、前項に規定する貸出数及び貸出期間を変更することができる。

(特別貸出し)

第15条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が必要と認めた場合は、特別貸出しをすることができる。

(1) 資料の展示等を行うとき。

(2) 調査又は研究を行うとき。

(3) 新刊図書等の出版を行うとき。

(4) 市又は教育委員会の主催又は共催の事業を行うとき。

(5) その他教育委員会が必要と認める事業を行うとき。

2 特別貸出しに関する事項については、別に定める。

(貸出しの停止)

第16条 図書館資料の貸出しを受け、所定の日までに返却しないときは、一定期間貸出しを停止することができる。

(資料の複写)

第17条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書(様式第9号)を教育委

員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の図書館資料の複写を不相当と認めるときは、申込みに応じないものとする。
- 3 図書館資料の複写について、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定による責任は、当該複写の申込みをした者が負わなければならない。

（他の図書館との相互協力）

第18条 図書館は、他の図書館と協定を結び、相互協力することができる。

（遵守事項）

第19条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 入場人員は、まなび交流館の各室に収容し得る人員を基準とすること。
- （2） 建物又は敷地内において喫煙しないこと。
- （3） 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- （4） 教育委員会の許可を受けずに建物又は敷地内で物品を販売し、又は陳列しないこと。
- （5） 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （6） その他管理上必要な係員の指示に反する行為をしないこと。

（委任）

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月4日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

豊橋市大清水まなび交流館使用承認申請書			
年 月 日			
豊橋市教育委員会 様			
住所 申請者 氏名			
電話 局 番			
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
次のとおり、まなび交流館を使用したいので申請します。			
使用目的			
使用室名			
使用日時	年 月 日 午 時から		
	年 月 日 午 時まで		
利用人員	人	利用責任者	
行事の内容			
備考			

様式第2号（第5条関係）

豊橋市大清水まなび交流館使用承認書 承認第 号 年 月 日 様 豊橋市教育委員会 印 年 月 日申請のまなび交流館使用は、次のとおり承認します。	
使用日時	年 月 日 午 時から 年 月 日 午 時まで
使用室名	
利用人員	
使用料等	
使用条件	1 承認を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。 2 使用許可のない物件を使用しないこと。 3 火災及び盗難に留意すること。 4 使用後は、直ちに清掃し、整頓したのち、係員に届けること。 5 前各号のほか、使用又は入退館その他管理上について係員の指示に従うこと。

様式第3号（第6条関係）

<p>豊橋市大清水まなび交流館使用料減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: center;">（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</p> <p>次の事由のため、使用料を減額 免除してください。</p>	
減免を受けようとする事由及びその額	
使用日時	年 月 日 午 時から 年 月 日 午 時まで
使用室名	
利用人員	
備考	

様式第4号（第7条関係）

豊橋市大清水まなび交流館使用承認取消願 年 月 日 豊橋市教育委員会 様 住所申請者氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 次の事由のため使用承認を取り消してください。			
取消しを受けようとする事由			
使用日時	年 月 日	午 時から	
	年 月 日	午 時まで	
使用室名			
使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
備考			

貸出券交付申請書

※太線のワク内のみ書いてください。

貸出券交付申請書				年 月 日	
利用者 コード	フリガナ		性 別	1	2
.....	氏 名			男	女
生年月日	年 月 日	職業又は 学校学年組			
郵便番号		電話番号			
住所コード	住 所			小学校区名	
.....					
校 区 コード	保護者名				

貸出券を交付してください。

豊橋市教育委員会 様

様式第6号（第10条関係）

貸 出 券
表

○ 貸 出 券	
	登録番号
氏 名	<input type="text"/>

裏

- ・ この券は、長く使いますので大切にしてください。
- ・ 住所・氏名・電話番号などが変わったとき、又はこの券をなくしたときは、すぐ知らせてください。
- ・ この券を他の人に貸さないでください。

備考 大きさは、縦55ミリメートル・横90ミリメートルとする。

様式第7号 (第10条関係)

変 更 届

年 月 日

豊橋市教育委員会 様

住 所
氏 名

次のとおり変更がありましたので届けます。

区 分	新	旧
住 所		
フリガナ		
氏 名		

様式第 8 号 (第12条関係)

紛 失 届	
年 月 日	
豊橋市教育委員会	様
	住 所
	氏 名
	電 話
貸出券を紛失しましたので届けます。	
紛失理由 及 び 紛失年月日	

様式第9号 (第17条関係)

複 写 申 込 書 年 月 日 豊橋市教育委員会 様 住 所 氏 名 著作権に関する責任は私が負いますから、次の資料の複写をお願いします。				
複写目的				
資 料 名	ページ (新聞は年月日・ページ・見出し)	※資料区分		
備考	※複	写	枚	受渡月日

備考 ※印欄は、記入しないでください。